

平成29年度第1回埼玉県環境審議会議事録

招集の期日	平成29年9月13日（水）		
開催の場所	あけぼのビル501会議室（さいたま市内）		
開閉の日時	開会	9月13日	午後1時29分
	閉会	9月13日	午後3時54分
出席状況	別紙のとおり		
概 要			
<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直し後の環境基本計画及び平成28年度における環境基本計画の進捗状況について</li> <li>・鳥獣保護区の期間更新等について</li> <li>・生物多様性保全県戦略の見直しについて</li> </ul> <p>3 閉 会</p>			

## 別紙

### 出席状況

委員数 19人

出席委員 13人

小川芳樹	東洋大学経済学部長
小堀洋美	東京都市大学特別教授
保倉明子	東京電機大学教授
森川多津子	(一財) 日本自動車研究所主任研究員
松浦麻里沙	埼玉県弁護士会弁護士
渡邊美知子	埼玉県女性薬剤師会会長
貴家章子	(公財) 埼玉県生態系保護協会教育委員長
永島朗	埼玉県農業協同組合中央会常務理事
日向美津江	(一社) 埼玉県商工会議所連合会女性会連合会会長
岩岡宏保	埼玉県生活協同組合連合会代表理事会長理事
高木真理	埼玉県議会議員
斎藤和芳	公募委員
中原敏次	公募委員

欠席委員 6人

藤吉秀昭	(一財) 日本環境衛生センター副理事長
宮崎あかね	日本女子大学教授
安原正也	立正大学教授
田島隆	(一社) 埼玉県猟友会会長
石井平夫	埼玉県議会議員
河田晃明	羽生市長

## 第1回 埼玉県環境審議会

平成29年9月13日（水）

午後1時29分 開会

○司会（山井） 皆様、お待たせいたしました。定刻より少し早いですが、皆さんおそろいのようなので、ただいまから平成29年度第1回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の山井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、ここからは座って進行をさせていただきます。

まず初めに、ここで資料の確認をさせていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。

あと、本日の配付資料として、机上にクリップ留めのものをお配りしています。配付資料一覧が一番上についておまして、次に次第、それから座席表、委員名簿、審議会規則、以上でございます。

不足等がございましたら、事務局にお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、年度が変わり、埼玉県環境審議会委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。

埼玉県議会議員の高木真理委員です。

○高木委員 よろしくお祈いします。

○司会（山井） 続きまして、一般社団法人埼玉県商工会議所連合会女性会連合会長の日向美津江委員です。

○日向委員 日向でございます。よろしくお祈いいたします。

○司会（山井） また、本日所用により御欠席されておりますが、埼玉県議会議員石井平夫様が、委員に就任されております。

また、年度が変わりまして、県側の人事異動がございましたので、改めて出席しております県幹部職員等を紹介させていただきます。

環境部長の宍戸でございます。

○宍戸環境部長 よろしくお祈いいたします。

○司会（山井） 環境部副部長の森でございます。

○森環境部副部長 よろしくお祈いします。

○司会（山井） みどり自然課長の梅本でございます。

○梅本みどり自然課長 よろしくお祈いいたします。

○司会（山井） 温暖化対策課長の石塚でございます。

○石塚温暖化対策課長 どうぞよろしくお祈いいたします。

○司会（山井） エコタウン環境課長の高柳でございます。

○高柳エコタウン環境課長 よろしくお祈いいたします。

○司会（山井） 環境政策課長の矢島でございます。

- 矢島環境政策課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 大気環境課長の石鍋でございます。
- 石鍋大気環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 水環境課長の田中でございます。
- 田中水環境課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 産業廃棄物指導課長の酒井でございます。
- 酒井産業廃棄物指導課長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 資源循環推進課長の安藤でございます。
- 安藤資源循環推進課長 よろしくお願ひします。
- 司会（山井） 環境科学国際センター研究企画室長の高橋でございます。
- 高橋環境科学国際センター研究企画室長 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 次に、関係する部から、農林部森づくり課主幹の田島でございます。
- 田島農林部森づくり課主幹 よろしくお願ひいたします。
- 司会（山井） 県土整備部道路環境課主査の小高でございます。
- 小高県土整備部道路環境課主査 よろしくお願ひします。
- 司会（山井） 同じく水辺再生課主査の勅使川原でございます。
- 勅使川原水辺再生課主査 よろしくお願ひします。
- 司会（山井） それでは、ここで環境部長宍戸より一言御挨拶を申し上げます。
- 宍戸環境部長 環境部長、宍戸でございます。

本日は、平成29年度第1回環境審議会を開催いたしましたところ、皆様にはお忙しいところ、またお暑いところ、御参集賜りました。御礼を申し上げます。

また、委員の皆様には、この審議会、あるいは審議会以外の場を通しましても、いろいろな御指導を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

皆様よく御存じのように、この審議会は知事からの諮問に応じて、その諮問事項を審議するという役目を負っております。また、その諮問事項以外は、諮問に向けた準備段階での協議事項ということでの御討議もあります。さらに、そのほかに環境行政を進めるに当たっての重要事項について御報告をさせていただいて、それに対して御意見を賜るということも、皆様にお願ひをしてございます。その大きく3つの仕事をお願ひしてございます。

本日は、その第3番目の私どもから御報告させていただく事項がございまして、3件ございます。その3件につきまして御報告をさせていただき、御意見を賜るという場でございます。

1点目が、見直し後の環境基本計画及び平成28年度における環境基本計画における進捗状況について。

2点目が、鳥獣保護区の期間等の更新について。

それから3点目が、生物多様性保全県戦略の見直しについての以上3件でございます。

どうか皆様方、さまざまな角度から御意見を賜りますようによろしくお願ひ申し上げまして、私からの御挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○司会（山井） 続きまして、定数の関係ですが、本日の会議は委員数19名のうち13名の委員の方が出席されております。これは、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を小川会長にお願いしたいと存じます。

○小川会長 皆さん、こんにちは。今年度第1回目の環境審議会ということでございますけれども、いつものように是非活発な御意見、御発言をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それで、先ほどのお話にありましたように、今日は報告事項が3件あるということで、これから議事を進行させていただきたいと思っております。

まず、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開することに問題ないと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○小川会長 それでは、会議の公開を認めます。

本日は、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（山井） 本日の傍聴者は3名いらっしゃいます。

○小川会長 それでは、傍聴者の方に中に入ってください。

〔傍聴者入室〕

○小川会長 それでは、次に議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お2人を指名させていただきます。

渡邊委員さんと斎藤委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事の次第に従いまして、3の議事のほうへ入りたいと思っております。

本日は、報告事項が3件ございますが、まず報告事項1番目の見直し後の環境基本計画及び平成28年度における環境基本計画の進捗状況について、でございます。

それでは、県のほうから御説明をお願いいたします。

○矢島環境政策課長 環境政策課長の矢島でございます。

報告事項①見直し後の環境基本計画及び平成28年度における環境基本計画の進捗状況について、私から御説明いたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

事前に送付した資料の中で、まず埼玉県環境基本計画、報告事項1-1という冊子を御覧ください。

これが昨年度、委員の皆様から御意見を頂戴して、見直した環境基本計画の冊子でございます。

この計画の中身につきましては、多くの委員の皆様から、昨年度の検討段階から関わっていただいておりますので、本日はポイントを絞り、御説明させていただきます。

まず、冊子の69ページを御覧ください。

こちらに今回の見直しの経緯が記されております。環境審議会において計画策定のための小委員会設置し、御審議をいただき、また昨年11月、計画案について諮問、そして答申をいただいております。

その後、平成29年2月に埼玉県議会に議案として提出して、最終的に議案が可決されたことによって計画案が確定したというものでございます。

なお、県議会の審議において、一部修正が加えられた部分がございます。71ページを御覧ください。

埼玉県環境基本計画の変更についてに対する修正案、これが県議会の議論の中で修正された部分の一覧でございます。県の総合計画である5か年計画、それが昨年度の県議会の審議の過程で修正等がなされていることから、この趣旨に合わせるために、一部、環境基本計画についても修正が行われたものでございます。

環境基本計画の長期的な目標、あるいは施策展開の方向性などについては、昨年度皆様方に御意見頂戴してまとめた原案のとおり、そのままの内容が生かされた形で、今回は取りまとめることができましたところでございます。

続きまして、参考資料1-1を御覧ください。こちらが環境基本計画の概要版でございます。先ほどの冊子は全体の詳細を記したのですが、概要版については、この審議会の審議の中で、なるべく県民の方にわかりやすくお伝えする必要があるのではないかという御意見を頂戴したので、その辺を踏まえて、今回初めて作成をしたものでございます。

こちらの概要版について、今回見直しをした環境基本計画、概要の部分を御説明させていただきたいと思います。

では、概要版の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの下段の部分でございます。

こちらに、埼玉県環境基本計画の概要ということで記載されております。この計画は、埼玉県環境基本条例第10条に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画でございます。現在の計画、第4次環境基本計画は平成24年7月に策定して、計画期間は平成33年度までの10年間という形でございます。ただ、計画期間の5年目を迎えました昨年度平成28年度に社会経済情勢、あるいは環境の状況変化に対応するため、計画期間の後半5年間分、平成29年度から平成33年度までの施策を見直したところでございます。

次に、見直しの主な内容でございます。

右側の2ページ、こちらの下段の部分を御覧いただければと存じます。

こちらに主な内容で、状況の変化と対応という部分がございますけれども、状況の変化としては、東日本大震災、こちらとの関係と、あとは京都議定書に代わる新たな国際的な枠組み、パリ協定の発効、また膨大な災害廃棄物の発生等、こういった部分を状況の変化として掲げさせていただいて、これらの事項に対して適切に対応できるよう計画を見直しました。

具体的な内容について御説明させていただきます。

お手元の参考資料1-2「埼玉県環境基本計画 見直し前後の施策体系の比較」を御覧ください。

左側の黄色く着色してある部分、こちらのほうに新しい見直し後の長期的な目標及び施策展開の方向、右側にある部分、こちらが見直し前の長期的な目標及び施策展開の方向、これが対比して比較できるように整理してある資料でございます。

こちらの資料のそれぞれの項目の1番上の四角囲みの部分に、それぞれの体系、概念が記載されています。見直し前、右側の部分ですが、長期的な目標は4項目を掲げ、施策展開の方向としては18の施策に整理して、37の施策の指標を掲げておりました。これを見直しまして、長期的な目標を5項目、施策展開の方向を20の方向に、そして指標は34という形で整理をいたしました。

主な内容の部分でございますが、大きく2点ございます。

この資料の中で、赤い色、ピンク色になった矢印で結ばれている部分、右側には見直し前の計画の長期的な目標のⅢ「生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり」というふうな項目がございましたが、こちらが赤い矢印で結ばれている見直し後のⅠ「新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」という形に見直ししました。これは、地球温暖化やエネルギー分野に関する社会状況の変化を踏まえ、低炭素社会づくりを一番初めに掲げるとともに、エネルギー施策を前面に打ち出させていただいたものでございます。

主な見直しの2つ目でございます。これは、青い矢印で結ばれている部分でございますが、右側の見直し前の部分ですと、Ⅰ「環境負荷の少ない安心・安全な循環型社会づくり」というふうに書いてありますけれども、これが青矢印で、ⅡとⅣ、この2つに分けたところでございます。さらに、見直し後のⅣ「安心・安全な環境保全型社会づくり」には、新たな施策展開の方向である「環境分野の災害への備えの推進」を加えまして、環境施策の分野でも防災という視点を盛り込んだところでございます。

以上が主な見直しの点でございます。

続いて、参考資料1-1にお戻りいただきまして、5ページを開いていただけますでしょうか。

このページから具体的な5つの長期的な目標ごとに見開きの形にさせていただいて、現況と課題、施策展開の方向、主な施策の指標、それを見開きでわかるように整理をさせていただきました。今、開いていただいている5ページが「新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり」の分野。1枚めくっていただきますと、Ⅱ「限りある資源を大切に作る循環型社会づくり」の目標の分野。そして、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴという形で、全体像がわかりやすくなるように整理させていただいております。こういった形で、環境基本計画、内容を整理させていただき、見直しをさせていただいたという状況でございます。

今後、この計画の内容に沿って、埼玉県として環境施策に取り組んでまいるところでございます。

雑駁ではございますけれども、まず見直し後の環境基本計画の概要について、御説明をさせていただきました。続きまして、平成28年度における環境基本計画の進捗状況について、引き続きではございますけれども、御説明をさせていただきます。

再度、参考資料の1-2を御覧ください。

平成28年度のこの計画に関する施策の進捗状況については、今回見直しをしたタイミングでございますけれども、28年度の実績というのは、この体系の比較表でいうと右側、見直し前の施策体系に基づいて事業を実施しております。

資料の報告事項1-2を御覧ください。こちらが、平成28年度における環境基本計画の進捗状況という資料でございます。こちらに基づき、28年度の進捗状況を御説明させていただきます。

全体で37の施策指標ございますけれども、こちらについて順調に推移している指標を○、そして計画策定時より改善している指標を△、計画策定時より改善していない指標を×という形で、整理させていただきました。

また、それらの施策指標の達成状況をもとに、18の施策展開の方向ごとの進捗状況についても整理いたしました。それぞれの方向ごとに順調に推移している施策はA、計画策定時より改善している施策はB、計画策定時より改善していない施策はCという形の区分で整理をしたところでございます。

こちらの資料の下段に表が2つ記載されておりますけれども、上の表、こちらが施策指標の進捗状況でございます。平成28年度の実績では、37の指標のうち、順調に推移している指標が24、64.9%、計画策定時よりも改善している指標が10、27.0%、改善していない指標が3、8.1%ということになりました。また、下の表につきましては、施策展開の方向ごとの進捗状況の評価で、順調に推移している項目が5、あとは改善している項目が13というふうな形で整理させていただきました。

計画策定時より改善していない指標が3つございますので、本日はその3つの指標の中身について具体的に御説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

こちらの1 ページの下段でございますけれども、2、公共用水域、地下水及び土壌の汚染防止に係る指標のうち、この表の中ですと、2 番目でございます。全国水質ワースト5 河川（国土交通省直轄管理区間）でございます。こちらの指標につきましては、全国水質ワースト5 の河川に平成22年度は綾瀬川と中川が入ってございましたが、それを平成28年度までに該当なしにすることを目標とした指標でございます。

一級河川のBODの測定結果につきましては、毎年国土交通省が公表しておりまして、そのデータを基に全国水質ワーストランキングを埼玉県が独自に集計しております。国土交通省直轄管理区間における綾瀬川と中川の水質は、いずれのBODもアユが棲めるとされている3 ミリグラム・パー・リットルを下回るまで改善してきております。一方、ワースト5 に入っている他の河川の水質も改善してきていることから、結果として、依然としてワースト5 河川に入っている状況が続いていることでございます。

県内河川の汚濁原因の約7割が生活排水由来とされております。水質は着実に改善してきていることから、合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策が効果をあらわしてきていると考えておりますので、これらの対策を引き続き継続してまいります。

次に、1枚めくっていただきまして、2 ページでございます。

2 ページの、項目でいうと3、化学物質対策の推進の部分でございます。その中の、項目とすると2 番目、石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数、こちらが2つ目の指標でございます。

石綿使用建築物を解体する場合、石綿が飛散しないようにするための作業基準が大気汚染防止法などで定められておりますが、その作業基準違反件数ゼロを目指すことで、石綿の飛散防止を図ろうとしたものでございます。

平成28年度は2件の基準違反がございました。いずれの違反に対しても再発防止のための指導を行



っております。

作業届が提出された解体現場全てについて立ち入り検査を行っておりますが、引き続き関係機関と連携し、解体事業者を対象とした説明会を実施するなど、石綿飛散防止措置の更なる徹底を図っております。

なお、この指標につきましては、このたびの見直しで環境大気中の石綿濃度に改めたところでございます。

次に、下のページ、3ページの項目6、資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進の項目を御覧ください。その中の上から3番目、産業廃棄物の最終処分率の項目でございます。こちらが、計画策定時より改善していない指標の3つ目でございます。

この指標は、産業廃棄物の排出量に対する埋め立て処分の割合でございます。産業廃棄物の再生利用などの推進を図ることで、平成28年度に1.3%に減らすということを目指したものでございます。

平成27年度の最終処分率は1.6%となっております。これは従来、園芸用の土やグラウンドの土として再生利用されていた、浄水場から排出された汚泥が、福島第一原子力発電所の事故に由来する放射能の影響により、再生利用されずに最終処分のほうに回ってしまったことの影響によるものでございます。

なお、平成27年から本県でも再生利用が再開されたことから、今後は徐々に汚泥の再生利用が回復することが予測されますので、この数値も改善していくものと考えられます。

環境基本計画の進捗状況の概略、主に達成ができなかったものについての御説明は以上でございます。今後とも目標達成に向けて努力してまいります。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日、この環境審議会に御報告させていただきますけれども、例年県議会におきましては、12月定例県議会に年次報告書として提出しております。

また、その後、県のホームページにも掲載し、県民の皆様方へ周知しております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○小川会長 どうもありがとうございました。

そういった意味では、昨年度、この審議会でも御議論いただきました環境基本計画が最終的にどういう形でまとまったのかということをお説明いただいて、それから平成28年度における環境基本計画、見直し前の最後の年の部分について、進捗状況がどうであったかということをお説明いただいたということだと思います。

それでは、皆様のほうから御意見、あるいは御質問があればお願いをいたしたいと思っております。御意見、あるいは御質問に関しまして、県におかれましては、委員各位から出たものについて、課長さんだけでなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願いいたしますと思っております。

それでは、どなたからでも結構ですから、御意見、あるいは御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

森川委員、どうぞ。

○森川委員 いろいろ丁寧にまとめていただいたと思います。

御質問なんですけれども、大気環境の保全のところ、指標のところはVOCの排出量というのを、個々の目標はPM2.5の濃度ということになっているかと思うんです。状況として、今後もVOC排出量削減の取組を促進すると書いてありまして、目標は28年度で一旦これで終わって、今度見ていくのがPM2.5の濃度だと思うんですけれども、その取組を促進するということは、数値としては今は見ないというか、どういう形で監視を続けて、監視というか見守っていくのかなというのを教えていただければ。

○石鍋大気環境課長 大気環境課でございます。

光化学スモッグやPM2.5の主な原因物質であるVOCにつきましては、国が全国の事業所の取扱量や排出量のデータを集計いたしまして、そして公表する。3万4,732というのが、その値でございます。これはこれからも毎年、国が集計していきますので、貴重なデータとして今後も引き続き施策指標として使わせていただくことには変わりありません。

以上でございます。

○森川委員 わかりました。ありがとうございます。

○小川会長 ほかにはいかが。

それでは、斎藤委員どうぞ。

○斎藤委員 全体的にはすごく頑張っているという印象は受けています。皆さんが頑張っていることに敬意を表したいと思います。二、三点気になったことがあるので、教えてください。

今、説明があったVOCと、それから今度は新しく見直すPM2.5について、今後、進捗状況を表示するときに、28年度までの実績と、これから見直した実績が出てくると思うのですが、それが併記されるのかどうか。実際に併記して流れとしてわかるようにしてもらおうと、この資料を見る人が、最初に作った人の思いと、それから見直した人の思いが分かっているのかなと思います。

ただ、見にくくなる資料になってしまう可能性はあるとは思いますが、途中で変わったことがある程度わかるように表をつくってもらえると、今までの経緯の、ここで見直したこと、見直す前の数字が、このままこういうふうによくなっていること、悪くなっていること、そういうのもわかっていいのではないかなと思います。手間暇かかるかもしれませんが、そうしてもらえると嬉しいなと思います。

それから、先ほど説明があった石綿、アスベストの件なんですけれども、これは多分、実際に作業違反ということであったということなんですけれども、この前ホームページを見ていたら、6月16日付で、県のほうからリスクコミュニケーションに関する方針、解体工事石綿に関する指針でリスクコミュニケーションを強化しますよということが出ていたので、実際にこのリスクコミュニケーションが強化されれば、この違反件数は減り、見直しは大丈夫だと私は勝手に思いました。

あと何点かあります。一つはPCBの廃棄の状況なんですけれども、PCBは、期限を決めてやっている作業だと思います。見直しになって項目が増えたと思いますけれども、今、どういう状況になっているのかわからないので、PCBの廃棄状況と今後の取り進め方について、教えていただきたいと思っています。

○小川会長 それでは、事務局のほうからよろしいですか。大気環境課のほうから御説明をお願いし

ます。

○石鍋大気環境課長 大気環境課でございます。

まず、1点目の前の指標と新しい指標、それを併記してということで、これは確かに御意見もつともなので、前向きに検討させていただきたいと思います。

それから、2番目の石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数、これも大気環境課が所掌しておりますが、こちらのリスクコミュニケーションに関して、国のほうでガイドラインをつくるに当たり国が検討委員会を立ち上げたのですが、それに埼玉県、うちの課の職員が加わり、検討を続けてきたものがまとまりました。それを受けて埼玉県も指針を改正させていただいたという経緯がございます。

実は、埼玉県はこれまでも全国の水準よりも厳しくリスクコミュニケーションをやってまいりましたので、今後も継続してしっかりとやっていくということでございます。この建築物の届出解体工事作業基準違反件数の指標を変えさせていただきましたのは、しっかりと工事中に職員が目目を光らせて、そして違反を見つけて是正する、これはすごく非常に重要なことで、昨年度の小委員会でも、ちょっと評価が難しい指標だねという御意見をいただきました。つまり本当にゼロ件がいいのか、一生懸命見つけて指導するというのは必要なので、本来の石綿対策の原点に戻りまして、環境大気中の石綿濃度1本以下ということに変えさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○酒井産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課です。

PCB廃棄物につきましては、平成34年度末までに高濃度PCBについては全て処分する計画になっております。環境基本計画においては33年度を目標としてありますので、89.9というところなんです、34年には100%を目標にしております。

現状を言いますと、高濃度PCB廃棄物は4万件弱となりまして、まだ埼玉県の処理は始まったばかりです。ただ、現在、電気工作物を設置した会社に、改めてPCB廃棄物がないか確認している最中でして、そのPCB廃棄物の分母は若干増える、そういう状況にはなっております。PCB廃棄物は、これは東京地区といたしまして、東京・埼玉・千葉・神奈川、1都3県で東京都のほうで処理をします。安定器については北海道へ持っているんですけども、東京で処理するというので、同じように東京都も掘り起こし作業をしまして、今までわからなかった部分が出てきて、それも東京都優先で処理をしているものですから、多分3県の分については若干処理がおくれておりますが、国のほうでも処分の期限は延長しないと言っておりますので、1都3県が協力して34年度末までには100%にするよう努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小川会長 よろしいですか。

○斎藤委員 そうすると、PCBについてはこれからという段階だということによろしいですか。

○酒井産業廃棄物指導課長 そうですね。一部は始まっておりますけれども、あとは、会社が倒産したとか、特殊事情がある場合には先行して処理をしております。

○斎藤委員 わかりました。

あと一点よろしいですか。

○小川会長 どうぞ。

○斎藤委員 この見直し評価の資料の中で、前にもお話したと思いますけれども、廃止と書いてあります。

環境関係というのは、達成したら廃止ではなくて、今後も維持していくというのが、環境では大事なんじゃないかなと思います。この前からいろいろな議論しましたが、できれば廃止ではなくて、記載をやめて、今後の維持継続を注目していきますよとか、何かそういう表現に変えてもらったほうがいいのかなと思います。

以上です。

○小川会長 よろしいですか。

○矢島環境政策課長 斎藤委員からの表記の仕方についてで、昨年度も指標を見直す際に、達成したから廃止だよというふうな議論の説明の中で、達成したらそれを継続する必要があるでしょうということで、指標としては当然続くものだろうという話で、そういう考え方については、こちらのほうも十分認識しておりますので、書き方の部分で誤解を招くようなことがないように、これからまたいろいろと気をつけていきたいと思います。

ただ、先ほど大気環境課長からもありましたけれども、今回指標が変わったとしても、それ以前の数字というのも当然着目して管理をしていくんだという意識ですので、御理解いただければと思います。

○斎藤委員 よろしくをお願いします。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには、では、高木委員。

○高木委員 大きく2点伺います。

1点目は、今の斎藤委員からも出たところと少し関係してくるんですけど、住宅用太陽光発電設備の設置数に関して、これは議会で修正がかかったこともあって、計画のほう自体の変更にはなっています。計画の中で、エコタウンの検証というふうに文言変わっていますが、検証の結果が、県議会では報告があったように聞いているんですが、それは一部の検証であって、まだ全体の検証はこれからもあるのかということなどを含めて、エコタウンの検証の部分について伺いたい。

あと、ここに関しては、これは指標としては廃止ということにはなっておりますけれども、長い時間をかけて、この専門の皆さんのいらっしゃる委員会の中で出てきていた太陽光パネル、太陽光発電設備の設置数、この目標数というのは、私は貴重な数字だったんじゃないかなというふうに思っています。指標からは外れたけれども、数値を今後も見ていくという中で、この委員さんの中で検討していただいた数字をある種、目標としていっていいのではないかと思います。そこについての御見解を伺いたいと思います。

もう一点は、水質のほうで、綾瀬川、中川のほうなんですけれども、これも説明を伺って、せっかく水質はよくなっているんですけども、ほかもよくなっているので、残念ながらワーストに残ったということは、御説明でよくわかりました。

ただ、この単独浄化槽から合併処理浄化槽にかえていくということが、どのぐらい進んできている

のかということ、なかなか浄化槽に関しては台帳などもない中で、全体の中のどのぐらいがよくなっているのか見えにくい状況かとは思いますが、この間、とある勉強会で伺ったとき、公共施設でもまだ単独のまま残っている浄化槽が、県学校施設とか含めて、そういったところからやるだけでも随分変わってくるのではないかなというふうに思いますが、取組の方向性について伺いたいと思います。

○小川会長 では、いかがでしょうか。

○高柳エコタウン環境課長 エコタウン環境課でございます。

2点ほど御質問をいただきまして、まず1点目のエコタウンの検証の件でございますが、委員のお話のとおり、6月の常任委員会で検証の結果を報告させていただきました。報告をさせていただいた内容は、平成24年度から26年度にかけて実施しました本庄市と東松山市の結果に対する検証でございます。これまでも検証は行っておりましたが、実測値ではなくて、推計値で検証を行っておりまして、今年のp2月定例会におきまして、推計値ではなく実測値での検証を実施したほうが良いと御指摘をいただきましたので、本庄市、東松山市の387世帯のうち、実測値が得られました293世帯にしまして、電力部分に関する検証として、省エネと創エネでどれほどの効果があったのかという検証をさせていただきました。

それから、議会からいただいた御意見の中に、太陽光発電で生み出された電気につきましては、まずはそれぞれの御家庭で消費し、余った分について電力会社に売電をするという仕組みになりますが、太陽光発電を集中的に設置することにより、その売電が止まってしまうのではないかと御指摘をいただきましたので、実際にそのような現象が起きているか検証いたしたところでございます。

結果といたしまして、今回の本庄市、東松山市については売電がとまってしまうというような状況はなかったということは確認できたところでございます。

今後の検証についてですが、本庄市、東松山市については、プロジェクトとして一旦終了をしていますが、現在、所沢市と草加市におきまして、2期目のエコタウンプロジェクトが進行中でございます。それが平成27から29年度の3年間にかけて実施しており、今年が最終年度でございます。そういった意味から、今年度もまだエコタウンプロジェクトは継続中でございますので、今後についても、この2期目の所沢市、草加市についての検証は引き続き実施するような状況になってございます。

それから、2点目の住宅用太陽光の設置数の目標値でございます。

今回、2月の県議会での5か年計画特別委員会の中で、最終的には目標値は外すことになったわけでございますが、先ほども御意見をいただきましたように、目標値から外れたからこの数値については注目していかない、進行管理をしていかないということではなくて、住宅用太陽光の設置数については、国のほうで毎年、件数と容量を随時公表しておりますので、全県的な傾向等を把握する意味でも、この数字については引き続き追っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中水環境課長 水環境課でございます。

河川の水質を良くするには、委員がおっしゃられているとおり、未処理の生活排水を処理して流すということが大事でございます。

綾瀬川、中川の流域につきましては、下水道の接続、下水道を早く整備して供用ができて、下水に

つないでいただく。また、浄化槽の整備区域については、単独浄化槽や汲み取り便槽から生活排水が処理できる合併浄化槽への転換を進めることが大事だと考えております。

県のほうでも、綾瀬川、中川の流域につきましては、浄化槽の補助金、合併転換への浄化槽の補助金を手厚くしておりまして、各市町村にも働きかけておるところでございます。今後も、合併転換を進めるように努力してまいります。

もう一つ、公共施設の関係ですが、市町村にも働きかけております。ただし、公共施設の場合、例えば同じ1つの学校の中で、合併浄化槽の他に、体育館だけにつながる単独浄化槽など複数の浄化槽を持っているところがあります。し尿しか排出しない施設の単独浄化槽のところは後回しになりますが、生活排水が出るような施設については、合併浄化槽への転換を働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○小川会長 よろしいでしょうか。

ほかには、中原委員。

○中原委員 2点ばかりお願いします。要望みたいなものですが。

先ほど斎藤委員からありましたPCB関係で、現在と将来の見込みにかなり差があります。すなわち現在は11.6%で将来が89.9%となっています。これは処理の計画からこういう形になることで理解しました。処理方法はもう確定されているものと認識しています。確実に目標どおりに処理する際に一番大事なのは、先ほども報告がありましたが、調査を確実に行うことだと思います。今回の調査は、工夫されていると思いますが、確実にお願いしたいというのが要望です。よろしくお願いします。

それと、もう一つは、この環境基本計画と概要版を新しく出していただいて、すごくまとまっています。わかりやすいですが、1つ、各項目のところ、全てに対して、施策指標が書かれていますが、この概要版のところを見て、その指標の意味合いがよくわかりません。なぜこれが出てきたかという根拠がわかりません。本文のほうでは、参考資料で一部ついています。すばらしいと思ったのはPM2.5に関する指標です。埼玉県では、物流拠点として今キャパを上げているところなので、我々住民からすると、ディーゼル車などによる大気汚染が増えてくるというのはすごく心配なわけです。それを12マイクログラムまで下げようという県の基本計画は素晴らしいと思いました。

しかし、一般の人には、これは、何の基準かがわかりません。各先進諸国で一番厳しく、また国の基準よりももっと厳しくやっています。そういうことがわかる資料をつけていただければ、よくわかります。

もう一つは、廃棄物についてです。概要版、こちらのほうでも目標値は43グラムとしています。これは他県と比較してこうなったわけです。目標として、これをやればどういう良い環境になるのかが分かる参考資料がついていればいいと思います。検討していただきたいと思っております。

以上です。

○小川会長 ただ、概要版というのは、5年の期間の中での見直しということでやられたと思いますが、今後改定みたいなこと、作り直しをされることがあるのかどうかということはどうなのでしょう。可能性として。

○矢島環境政策課長 今回の環境基本計画の概要版につきましては、ちょうど5年に一度の中間の見直しで、全面的に変わっておりますので、その概要をわかっていただくという意味でございますので、基本的には、これは内容が大幅に変わらないときには、この概要版のままでいきたいという認識ではあります。

ですので、仮にそういったスケジュールと考えると、見直し後の計画があと5年残っていますので、その後に次の第5次というのが当然ありますので、そのタイミングではまたそういった整理をすることはありうると考えられます。

○小川会長 そういう意味では、この概要版がなくなったらまた増刷をするみたいなタイミングがあるのかどうかということですが、それがあれば、今おっしゃったようなことも少し反映させようと思えばできる可能性があると思いますが。

○矢島環境政策課長 委員長御指摘のとおり、当然配付をしていく中で、これは予算の兼ね合いもございませぬけれども、不足すれば増刷という場合もございませぬ。増刷の際には、大幅に変えるということはありませんけれども、若干補足説明を加えたりですとか、脚注を加えたりですとか、そういったことは可能ですし、また微調整等必要があれば、ホームページ等での公表をする場合にも微修正等はできますので、そういったことで、よりわかりやすくする、そういった視点での見直しは随時図っていきたくて考えております。

○小川会長 概要という話なので、そんなに詳しい説明をつけてしまうと、見るほうが大変になってしまいます。その辺を考慮しながらの話になると思いますが、機会があれば工夫をしていただくということを考えていただけないかと思っております。

今の件、ほかには何か、よろしいですか。

○中原委員 結構です。

○酒井産業廃棄物指導課長 では、御質問にありましたPCBの関係なんですけれども、28年度はさらに処理が5%ほど進んでおりまして、約16.6%というところまで来ております。もう少し伸びていけばよかったところなんです、やはり東京都さんのほうが優先して処理ということで、なっております。

また、やはりまだ掘り起こし、まだ不明のものもありますので、それについては、28年度から電気主任技術者の方を3名非常勤で雇用いたしまして、電気の専門家の職員を使って、PCB廃棄物なのか、そうでないのか、確認するようにしております。

さらに来年度は、掘り起こしのしたやつについても、全部届出をさせて、JESCOに登録しなくてはいけないという業務がありますので、その分野のマンパワー、職員のほうを増やして、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○小川会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの皆さん、永島委員。

○永島委員 では、意見だけ少し言わせていただきます。

私どもJAグループの代表ということで出席させていただいておるので、いつも農業なり農地なり

の話ばかりして恐縮だと思っているんですが、今回のこの環境基本計画について、非常によくまとめられておいて、特に全く異論はありませんで、このとおりだと思っています。

私どもも、いつも申し上げているのは、農地なり水田なりが持ついろいろな多面的機能というのはよくお話しさせていただいているんですけども、水田が洪水を防いだり、土砂崩れを防いだり、いろいろな機能を十分果たしていると思っていますし、それから、この後生物多様性の話もありますけれども、いろいろな、そういった生物多様性にも非常に貢献しているのが、農業農村の風景だろうというふうに思っています。

是非、そういった自然環境の保全とか、環境の形成、生物多様性、そういった意味で、環境には非常に貢献している農業農村でありますので、是非こういったものを、特に、いつもここに書いてあるのは、見沼田んぼとか、三富新田のことは非常によく書いていただいておりますが、いわゆる埼玉はいろいろな、中山間地もありますし、水田地帯もありますので、あるいは都市農業もありますので、そういったものを是非守っていきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。特に返事は要りません。

○小川会長 よろしいですか。もしコメントがあれば、していただいても構わないのですが。

○宍戸環境部長 もちろん、今、御意見を賜りました農業が多面的な機能を持っているということは、十分承知しております。

ですから、農地が持っている、例えば景観の問題ですとか、あるいは緑の保全だとか、あるいは生物多様性に対する貢献ですとか、いろいろな面で機能を持っていることは、私ども環境部門も知っていますし、農林部門も当然知っていることで、そういう方面で今後とも農業の政策振興と合わせて、そういう環境を守る面での効果も、いろいろな面でいろいろな広報等を通じて、頑張ってみようということで、どうぞよろしく御協力賜りますようお願い申し上げます。

○小川会長 ほかに、小堀委員。

○小堀委員 今後5年間の見直しということで、基本計画、基本的には大変よくまとめられていると思います。

欲をいいますと、抽象的な記述が多いため、もう少し具体的な内容が盛り込んであるといいと思います。

例えば1つの例を申し上げますと、18項目の環境科学・技術の振興と国際協力についてですが、県の環境科学国際センターなどで施策と関わるような研究をするとの記述があります。内容が抽象的ですので、今後の5年間で重点的に取り組む具体的な内容も簡略に盛り込んでいただけると良いと思います。

それから、今の環境科学のところでは言いますと、いずれも成果も平成12年からの累積となっています。平成24年から33年の10年間の計画が、なぜ12年からの累積になっているのか。累積にしたら増えるのは当然ですが、10年間で2年毎の数を記載するなど、変化が見えやすい記載が望ましいと思ひます。

研究発表数もその内容が不明確です。研究発表にはいろいろあります。口頭発表、報告書、それか



ら学術的に意義のある査読論文。研究者の場合は、査読論文数が研究業績としてカウントされます。研究の評価ができる記載が必要だと思います。それからもう一点、今回災害が新たな項目として加わりました。

災害は本当にいろいろな面に影響を及ぼします。先ほど、田んぼの多機能性、それからため池の話があって、ため池は確かに水を貯蔵する、そういう意味では、雨水の循環とか水の循環という意味でも機能を果たしていますが、今回の九州北部の災害では、ため池の水が決壊して非常に大きな災害にもなりました。ですから、このため池の水を溜めないで、災害でない平常時にはいかに流していくかというのが課題になっています。

特に防災の場合には、自然あるいは生態系のサービスのもつ多機能の、一つ一つの機能は少ないかもしれないですけども、それを生かそうとすると、柔軟的な考え方、施策をもう少し総合的に展開していくようなことが必要と思われれます。計画はこれでいいんですが、計画を立てただけで終わりでは、計画の意味がないと思いますので、計画を今後いかに現実の課題に転換をしていくかという、アクションにつながるというところは、本当は最終章に書いていただきたかったなという気持ちはありますが、今後期待をしたいと思っています。

長くなりましたが、以上です。

○小川会長 大分いろいろ御意見がありましたけれども、事務局のほうから発言があれば、お願いします。

○矢島環境政策課長 総括として、副委員長からお話がありましたけれども、まさに計画は計画でございまして、これから実際にこれをもとにしてどういうふうにやっていくかという話でございまして、具体的な部分がもう少しあればとか、違った視点の部分も御提言いただきました。それにつきましては、さまざまな施策を推進する中で、十分に考えながら取り組んでまいりたいと思います。御提言どうもありがとうございます。

○小川会長 大分時間が経過しております。

では、どうぞ、岩岡委員。

○岩岡委員 すみません、県生協の岩岡です。

生協のほうですけども、消費者団体としては、環境の面というか、いろいろなことについては、県がやろうとしている方向とほぼ同じような方向を向いて努力しているなというように、一言でいえば評価しております。そういう意味では県にいろいろ要望を消費者団体、あるいは、出していくときにも、県がどういう施策をもって、いろいろなことを実施しているかということについて、きちんと県民に理解をしていただくことが大切だと思っております。

具体的には、県生協連も、幾つかの生協で環境の取組についてはいろいろなことをやっております。それを交流し合う場を実際、県の環境部のほうから来ていただいて、県のやっていることについても教えていただきながら、話し合いといいますか交流を進めているというのは、この間やっております。

そういう視点で、今回これ、せっかく計画ができたわけですので、広く県民にこの中身について周知をして、理解を促進していくということもひとつ大切なことだと思っておりますので、そういう意

味での何か計画とか、仕組みとかというのが、もしお考えというか、実際にありましたら、教えていただければというふうに思います。

中身については特に意見はございません。

以上です。

○小川会長 では、ただいまの件につきましてどうぞ。

○矢島環境政策課長 ありがとうございます。

今回、御説明させていただきましたけれども、わかりやすく概要版をつくらせていただきましたので、これを活用して周知させていただきたい。

また、県では、職員が出向いて説明する出前講座の機会もございますので、そういったメニューの中で、これは全体、厚い冊子ですと、なかなかハードで、ちょっとした集まりで御説明しても時間が足りないという部分がありますけれども、この概要版程度の内容でしたらば、例えば生協の方々のお集まりなんかでも、ちょっとした勉強をしたいよというふうな声がかかれば、詳しい職員が出前講座の形で、この基本計画、基本計画の中でもこの部分が聞きたいというような話があれば、その部分をクローズアップする形でのお話等もできますので、あるいはホームページ等でも周知をしていきたいと考えておりますので、さまざまな形で県民の皆様を知っていただく努力をやっていきたいと考えております。どうぞ御協力よろしくお願いします。

○小川会長 よろしいでしょうか。

私のほうから1点だけ、報告事項2-1の進捗状況の最初のページで、37指標あるうちの×がついているのが、平成27年度2指標と平成28年度3指標ということなのですが、この×がついているものは、基本的に27年度と28年度と同じものなのか、違う要素が×がつくことになっているのか、そこだけ確認したいと思います。

○矢島環境政策課長 27年度の2つと28年度の3つですが、違いは、石綿使用建築物が28年度は×になってしまった。27年度は実はなかったんです。それ以外の産業廃棄物の処分率と水質ワースト5は、やはり27、28継続して×の状態。そういう違いでございます。

○小川会長 わかりました。

それで、今日いろいろ御意見をいただきました。1つは5年の見直しで、チェックをしていく指標が大分変わった形になったということに関してです。新しくチェックをすることになった部分を中心にして、今後の5年間をチェックしていく形になると思います。ただ、変更になった指標に関しても重要な要素があるので、チェックをする指標の後ろに継続して見なければいけない指標がどういう状況になっているのか参考の形で示せないかということかと思っております。全部はなかなか難しいかもしれませんが、重要なものを選んで、例えば問題は起こっていないことを確認できるようにしていただくといった工夫を少しお願いできないかなということかと思っております。

それから、河川のワースト5というのは、ワーストの順番だけを見ると、なかなか5から脱却できないということだと思いますが、改善が一定の形で水質進んでいるということ自体は、おそらく何がしかの形で出ていると思います。したがって、5から脱却できないという情報の提供だけではなく、脚注でもよいと思いますが、その水質はよくなっているということ、少し加えた方がいいのではな

いかという気がします。その辺の工夫も少しお願いできないかと思えます。

また、今日大分いろいろな方から御意見がたくさん出ましたので、今後の進め方ということで参考にしていただけるものは是非入れて、進めていただければと思いますので、お願いできますでしょうか。

大分時間が経過していますので、一応この件につきましては、ここまでの議論とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

続きまして、2件目の報告事項は、鳥獣保護区の期間更新等についてでございます。

県のほうから御説明をお願いしたいと思えます。

○梅本みどり自然課長 みどり自然課長の梅本でございます。

私のほうから、報告事項2、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）の期間更新等について御説明をさせていただきます。

恐縮ですが、着席して説明をさせていただきます。

お手元に赤いインデックスの報告事項2というものと、青いインデックスの参考資料2というものを御準備いただけますでしょうか。説明はその2つを使ってさせていただきます。

まず、お手元の報告事項2の1ページを御覧ください。

ここにお示しいたしましたのは、今回期間更新を行います鳥獣保護区の一覧でございます。この8カ所の鳥獣保護区は、平成29年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新して、平成39年までの10年間を引き続き鳥獣保護区とするものでございます。

報告事項の1ページめくっていただいて、2ページを御覧ください。

ここにお示ししておりますのは、今回区域変更をする鳥獣保護区でございます。こちらは、秩父市、小鹿野町にまたがる鳥獣保護区は、従来の境界である林道が不明確、地元の鳥獣保護管理員から、狩猟違反の危険があるとの指摘がありました。このため、小鹿野町のほうから要望書が提出されまして、境界を明確にすることに伴って区域を縮小するものでございます。

恐れ入りますが、参考資料2のほうを御覧いただけますでしょうか。

鳥獣保護区というのはどういうものかという御説明をさせていただきたいと思えますけれども、まず1の(1)にございますとおり、鳥獣保護区というのは、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。指定された区域内での鳥獣捕獲は、研究目的ですとか有害鳥獣捕獲などを行う場合を除いて禁止されているものでございます。

同じく参考資料2の1ページ、下の(2)にございますとおり、埼玉県では、埼玉県知事が指定しております鳥獣保護区は現在64カ所、約3万ヘクタールとなっております。参考の欄にございますとおり、区分として7つの区分がございまして、⑦の身近な鳥獣生息地というものが38カ所で一番多くなっております。

1枚めくっていただいて、2ページの一番上、(3)を御覧ください。鳥獣保護区の存続期間と期間更新については、法令上20年以内の期間を定めて更新できることとされておりますけれども、埼玉

県では社会情勢の変化に対応するため、存続期間を原則として10年として、10年ごとに更新を行っております。今回はそういう意味で、平成29年10月31日に期限を迎えるものについて更新するものでございます。

続きまして、特定猟具使用禁止区域（銃）について説明させていただきます。

恐れ入りますが、報告事項2のほうに戻っていただきまして、3ページを御覧ください。

こちらが、今回存続期限を迎える特定猟具使用禁止区域（銃）の一覧を記載しております。この11カ所の特定猟具使用禁止区域は、平成29年10月31日に期間満了を迎えるものでございます。

これまで、鳥獣保護区と同様に、10年に区切って更新しておりました。しかし、当区域は、住宅密集地や危険回避の必要がある地域を指定しているものでありまして、今後解除される可能性は極めて低いこと、また法令上は特に期限の定めがないことから、今年度更新を迎える区域から存続期間を無期限とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページを御覧ください。

こちらは、今回区域変更を行います特定猟具使用禁止区域（銃）を記載しているものでございます。今回拡大になるんですけれども、拡大する区域は、これまで鉛散弾以外を使えば銃猟ができる区域だったものです。ここの区域は高校のグラウンドがあって、生徒に危険が及ぶ可能性がございました。このたび、学校側から地元市町のほうに要望書が提出されまして、新たに35.8ヘクタールを銃猟の禁止区域とするものでございます。

恐縮ですが、再度参考資料2の2ページを御覧ください。

特定猟具使用禁止区域の説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、2の（1）にございまして、特定猟具使用禁止区域というのは、危険の予防、もしくは静穏の保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり特定の猟具に限って使用が禁止される区域のこととございまして、埼玉県内では銃についてのみ使用を禁止する区域を指定しております。そのため、先ほどから御説明しております資料の中では、特定猟具使用禁止区域（銃）という表記をしております。

参考資料2の2ページ、2の（2）県内の特定猟具使用禁止区域（銃）の指定状況を御覧ください。県内では、この区域の指定状況は現在126か所、約20万8,000ヘクタールとなっております。

再び報告事項2のほうに移っていただきまして、5ページ目を御覧ください。

続きまして、指定猟法の禁止区域の変更について御説明させていただきます。

これは、先ほど前のページで御説明いたしました、菅間特定猟具使用禁止区域（銃）の拡大に伴う縮小となっております。これによって、今まで鉛散弾での銃猟のみを禁止しておりましたが、今後は銃の使用そのものが禁止されるものでございます。

再び参考資料2のほうの2ページを御覧ください。

指定猟法禁止区域の説明をさせていただきますけれども、2ページ目の下段3にありますとおり、指定猟法禁止区域とは、水鳥の鉛中毒事故が発生するおそれが高い水辺区域について指定するものでございます。そこにはございまして、県内では3か所を指定しておりまして、期限は無期限となっております。

以上、御説明いたしました報告事項2-1の（1）鳥獣保護区の期間更新及び2の（1）特定猟具

使用禁止区域の期間更新につきましては、地元市町ですとか利害関係人から意見を聴取いたしましたところ、異議の表明はございませんでした。また、1の(2)鳥獣保護区の区域変更及び2の(2)特定猟具使用禁止区域の変更、3の指定猟法禁止区域の変更につきましても、地元市町の要望に基づいて行うものでございますけれども、これにつきましても、地域住民の方ですとか、利害関係人からの意見を聴取いたしまして、異議の表明は特にごございませんでした。

以上のとおり、期間更新や区域変更を行うことといたしましたので、この場で御報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○小川会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見あるいは御質問があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私のほうから、1点だけ確認をさせていただければと思います。4ページのところで、区域変更になった菅間ですか、これの存続期間が29年11月1日から31年10月31日という形で、31年10月31日までになるのはなぜなのかというところを確認したいのです。

○梅本みどり自然課長 こちらは、もともとの菅間の特定猟具使用禁止区域の存続期間自体は平成31年10月31日までとなっております、このたび、その前ページの3ページのほうは、29年10月31日に期限を迎えるものから順次今後無期限にしていこうという方針でございますので、4ページのほうにつきましては、もう31年10月31日を迎えて、その次の期間更新のときから無期限ということになると考えております。

○小川会長 そうすると、今まで鉛散弾で禁止区域になっていたところを、いろいろな事情があつて銃の禁止区域にするということですが、新しい禁止区域にするということではなくて、従来の菅間の禁止区域の中に入れるという形で取り扱うということですね。

○梅本みどり自然課長 そのように理解していただければと思います。

○小川会長 わかりました。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、この件については御報告をお受けしたということで、議事は一応これで終わりとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、最後の3番目の報告事項、生物多様性の保全戦略の見直しについてということでございます。これは、いろいろ御意見をいただく必要があるのではないかと思われますが、まずは県のほうから御説明をお願いしたいと思います。

○梅本みどり自然課長 引き続き、みどり自然課のほうから説明させていただきます。

着席させていただきます。

報告事項3の埼玉県生物多様性保全戦略の見直しについての御説明をさせていただきます。

お手元には、報告事項3という赤いインデックスと、青いインデックスで参考資料3-1と3-2というものを御準備いただけますでしょうか。

まず、お手元の報告事項3のほうを御覧ください。

ここにお示ししたのは、今回御報告させていただきます埼玉県生物多様性保全戦略2017－2021（案）でございます。こちらが現在見直しを進めている本体でございますけれども、説明につきましては、参考資料3－1と3－2を使って説明させていただきます。

参考資料3－1をごらんください。

平成20年に策定いたしました現行の戦略から、この戦略案へ見直しを行ったことについて説明させていただきます。

まず、1の見直しの趣旨でございますが、この戦略案は、平成25年に閣議決定されました生物多様性国家戦略2012－2020を踏まえまして、先ほど御説明いたしました埼玉県環境基本計画の下位計画として、生物多様性保全に関する取組を整理したものでございます。

次に、現行戦略と見直し戦略の相違点でございます。

現行の戦略は、生物多様性保全に関する取組の考え方、方向を示したガイドラインとして策定したものでございます。今回見直しいたしました戦略は先ほど申し上げました生物多様性国家戦略を参考といたしまして、生物多様性保全に関する具体的な施策や目標を記載しております。また、目標の期間につきましては、埼玉県環境基本計画に合わせまして、平成33年度までとしております。

3の今回の戦略の構成のほうに移らせていただきます。

今回の戦略の構成の第1章の総論では、策定の趣旨、戦略の位置づけ、取組の期間、生物多様性をめぐる国内外の動きについて全般を記載しております。

第2章の生物多様性とは何かでは、生物多様性の定義が3つのレベルで分けられております。3つのレベルの多様性、生態系サービス、生物多様性の4つの危機、生物多様性の社会への浸透について記載しております。

第3章の埼玉県の生物多様性を取り巻く状況では、この第1章、第2章で全般は書いておるんですけども、こちらから埼玉県の自然環境ですとか、人口及び土地利用、地域ごとの生物多様性の現況について記載しております。

資料3－1の右側に移っていただきまして、第4章の生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組のほうに移らせていただきます。

こちらでは、まず1に基本的な考え方を記載させていただきまして、その後ろに、2の政策の展開の方向性ということで、基本戦略を1から3の3つに分けて記載しております。

まず、基本戦略1の多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てるにおいては、11の施策についてまとめております。

ここは、一例を挙げさせていただいたんですけども、例えば奥秩父の原生林を初め重要な生態系を有する森林の保全を図る、また間伐などの適正な森林整備により、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進するなどございます。

基本戦略の2の里地里山の多様な生態系ネットワークを形成するでは、22の施策についてまとめております。

例えば、良好な自然環境や景観等を形成する緑地を地域性緑地として指定し、緑地の保全を推進す

る。外来生物による被害を未然に防止するため、事業所や近隣等を対象とした県政出前講座等を行い、外来生物や生態系へ与える影響等について知識向上を図るなどでございます。

最後に、基本戦略3の都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくるでは、22の施策についてまとめております。

一例ですけれども、例えば緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率の向上を図るため、緑化計画届出制の適切な運用とさらなる充実に努める。希少野生動植物種については、学校や保護団体と連携した保護増殖を推進するなどでございます。

第5章では、県市町村、企業、NPO等、県民など各実施主体に求められる役割について述べております。

最後の第6章では、戦略の評価と見直しについて記載しております。

全体の構成は以上でございます。

次に、参考資料3-2を御覧ください。

埼玉県生物多様性保全戦略の検討経過及び今後の予定について御説明させていただきます。

まず1の検討経過でございますが、平成27年度から平成28年度に、生物多様性保全に係る施策に取り組む庁内関係各所による庁内ワーキンググループ会議を開催いたしました。

また、第1回の埼玉県戦略検討委員会を平成29年2月1日に開催し、さらに本年度に入りまして、7月に第2回、8月に第3回の検討委員会を開催しました。その御意見等を賜りましたものを本日この場において、埼玉県生物多様性保全戦略2017-2021（案）として報告させていただいております。

2の今後の予定についてですが、この参考資料には記載しておりませんが、9月の県議会で本戦略の見直しについて行政報告を行いました後、10月11日から11月10日に県民コメントをいただきまして、12月に第4回の検討委員会を開催、来年3月に本戦略の策定といった形で進めさせていただく予定でございます。

簡単ではございますけれども、以上で御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○小川会長 御報告と御説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、本体のほうも事前に配付されていたと思いますので、いろいろ御覧いただいているのではないかと思います。皆さんのほうから御意見、あるいは御質問をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、松浦委員、どうぞ。

○松浦委員 御説明ありがとうございました。

質問ですけれども、参考資料3-1の施策の第4章の中の里地里山、IIの施策の中の目標値の中に、外来生物の認知度66.3%から75%以上というふうに施策目標が書かれているんですけども、この認知度というのは、どういうものを指して調査とかできるのかというのを、数字の根拠を伺えればと思いたしました。

○梅本みどり自然課長 方法といたしましては、県政サポーターアンケート調査というもので、認知度を調査したいと思っております。ここで75%以上としておりますのは、先ほど御説明いたしまし

た、参考としている国家戦略があるんですけども、国家戦略の数字目標が75%以上お願いしているということから、同数の目標値に設定しております。

○松浦委員 ありがとうございます。わかりました。

○小川会長 ただ、今のアンケート調査は毎年やられていて、外来生物の認知度みたいなものを必ず聞くような形でされてきているのですか。それとも、平成27年度は少なくともそういうデータがあるということですか。そこを確認したいと思います。

○梅本みどり自然課長 毎年行うものではありませんで、この75%以上につきましては、5年間の計画を目標としておりますので、次回目標期間を終えたところで調査をして、達成度を図るものでございます。

○小川会長 平成27年度は一応アンケート調査があつて、この結果が出ているということよろしいですか。

○梅本みどり自然課長 そのような理解をお願いします。

○小川会長 では、よろしいですか。

ほかに、斎藤委員。

○斎藤委員 今の質問に関連するんですけども、アンケート調査を見させてもらいました。県政サポーターの皆さんは、非常に県政に関心があるので、コメントもいっぱいついていて、読み切れなかったほどですけども、実際に一般の皆さんはそんなに高くないのではというふうに思うんです。そういう意味では、この県政サポーターアンケートは、一つの数字ではありますけれども、それだけで判断すると、間違ってしまうと思います。

ですから、一般の人に聞いた場合に、生物多様性って知っていますと言われても、多分何だろうねという、聞いたことあるかな、ないかぐらいの人が多くと勝手に想像しています。

ですから、そういう意味では、今後これを進める上で、啓蒙活動というのがすごく大事じゃないかなというふうに思っているんですけども。

一番は、小さいときから、そういう生物多様性の意味とか、今、現状どうなっているのか。それで、私たちは何をしなければいけないのか、この3つを勉強させることが必要なので、学校でこれを啓蒙していくというのが大事と思います。

そういう意味では、学校では何の科目で生物多様性を教えているのか、何時間ぐらい教えているのか、誰が教えているのかというのが少し気になるので、もしそれがわかったら教えてほしいと思います。多分、具体的には環境アドバイザーとか、それから教育アシスタントとか、それから学習応援隊が、埼玉県にあるので、多分その人たちが応援しながら学校で教えていると思うんですけども、多分ボランティアの人がメインじゃないかなと思いますけれども、実際にそういう人の人数が足りているのかどうか。逆に県としては、このぐらいの人数は最低でもそういう人が必要、その人たちを確保するために、どういう今後やらなければいけないのかなということも含めて、実際にそういう啓蒙活動をするのに、どういうふうに対応しているのか教えていただければと思います。

○小川会長 それでは、今の件についてお願いいたします。

○梅本みどり自然課長 確かにおっしゃるとおり、アンケートではかれる指標というのは、数値とし



て挙げられる指標として入れておりますけれども、我々としても、子供のうちから、そういう意識を高めていくというのが重要だと思っております。

今回の取組の中にも、本体の中の31ページのところに県民主体の生物多様性保全活動の推進ということで、取組の1などには、生物多様性保全活動を担う人材養成に努めますとも書いているんですけども、学校においてはもちろん、例えば我々県の今やっている事業としては、野生の生き物とふれあう学校に指定している学校がありまして、そこに対して鳥獣保護管理員の方などを派遣して、教育していただくということを取組の一つとしてやっております。

また、学校において、どれぐらいの時間を使っているかというのは正直わからないんですけども、31ページの取組の1に書きましたとおり、我々のほうで管理しております自然学習センターにおいても、小学生とか中学生が課外学習みたいな形で、学級とか学年で来て、ここで生物多様性の勉強をしてもらおうということもやっているところでございます。

そういうような形で、我々としては引き続き、もちろん先ほど御説明の中で県政出前講座みたいなものを申し上げたんですけども、子供に対してもそういう形で生物多様性に関する教育を、引き続き啓蒙活動みたいなものに努めてまいりたいと思っております。

○矢島環境政策課長 環境アドバイザー、あるいは環境教育アシスタント等の活用のお話ございましたので、現状として、どの程度活用をさせていただいているかというところを御説明させていただきます。

環境アドバイザーにつきましては、平成28年度の実績とすると、登録していただいているのは72名、実際に派遣した件数が159件でございます。学校の総合学習に出ていたりだとか、あとはエコクラブ関係、学校の関係でのそういった環境に興味がある方々の集まりに講師として行くという形等で活動されていますけれども、28年度に受講した方は1万776名でございます。

また、環境教育アシスタントということで、やはりこちらのほうも、そういった環境教育をサポートするような形で、現場で活躍していただいていますけれども、28年度登録していただいた方が108名いらっしゃいまして、派遣の件数とすると102件、102回のそういった講座等で活躍されていて、実際にその講座等で受講した方は7,622名ということでございます。

この件数自体、あるいは受講者全てが学校現場かどうかというのは、そこまで詳細な分析はないんですけども、多くがそういった学校にかかわる事柄、あるいは子供たちに対する活動であるのかなというのは、感覚としては持っております。

以上でございます。

○小川会長 よろしいですか。

○斎藤委員 ありがとうございます。

それでは、あともう一つ。ホームページを見ていて、埼玉県で生物多様性を考えるという冊子を見つけたのですが、是非この戦略を見直すときに、改めてこれもつけてもらえるとわかりやすいと思います。もし可能であれば、古い部分もあるので、改定版を検討してもらったと思います。そのときに、この中でつけてほしいのは、こういう資料が利用できますよとか、こういう映像とかビデオとかがここにありますよというのが、あればいいと思ったので、是非それも検討していただければ

と思いました。

○小川会長 よろしいですか。何かコメントがあればどうぞ。

○梅本みどり自然課長 御意見ありがとうございました。

今回この戦略を改定しましたら、また改めてその改定したものの広報活動というのは、来年度以降になると思うんですけれども、やっていかなければならないと思っておりますので、その方向の一つとして、候補に入れて考えていきたいと思っております。

○小川会長

今の斎藤委員の御意見に関して、私も少しお聞きしようと思っていたところが、本体の報告書のほうの18ページのところに、県民の生物多様性の認知度ということで言及されている部分があるんですけれども、それでこのところに、内閣府の行った調査では46.4%だったのに対して、県の調査結果では70.3%で上回っているという形で書かれていて、ただ70.3%というところまで認知されているという話だとすると、その後のほうで県民の生物多様性の認知度は十分ではないことから、その理解を高めるためにより一層の周知が必要となりますという部分が、その前後の数字の関係から行くと、70%ぐらいまで認知されているということであれば、ここまで強くは後ろのほうと言えないんじゃないかと逆に思ったような部分もあるんですけれども、ただ県政のサポーターの方が答えているので、より関心のある方がそういった意味で答えているがゆえに70.3%で、一般の人に聞くと、もう少しある意味で低い状態が出てくるかもしれないということであれば、それはそれでわかるんですけれども、その辺の少し整合性は考えられたほうがいいんじゃないかなと思いたしたので。

○梅本みどり自然課長 会長の御指摘のとおり県政サポーターアンケート調査ですので、関心が高い方が回答されていて、まさに生物多様性みたいなものは行政に関心がある方は結構認知度高いけれども、一般の方からすると、身近なものというにはちょっと遠いものなのかなと思っております。それについては、おっしゃるとおり70.3%までは行っているんだけれども、実際その全県民の認知度という意味では、もう少し低い可能性もあるということから、県、国の戦略の目標に到達することをまずの目標にしようと考えているところです。

ここの書きぶりについては、整合性、矛盾しているかのように見えるところもあると思いますので、書きぶりのほうは検討させていただきたいと思えます。

○小川会長 お願いいたします。

それでは、小堀先生が少し先に手を挙げ始めていたので、小堀先生から。

○小堀委員 国の戦略と比較をしまして、一部内容が不十分かなと思われる点があります。それは、生物多様性の4つの危機の3番目の人間により持ち込まれたものの影響の項目です。外来種の話が主な記載内容で、多少その後、有機リン素や有機すずの記述がされています。しかし、地球レベルで考えると他の化学物質、特に、肥料などへの利用のための窒素の過剰な生産は非常に大きな環境問題になっていて、国家戦略では触れられていると思うんです。外来種の記述が大部分であるのは、偏りがあるのではないかなという印象を持ちました。

また、参考資料の3-1の2のIIのところの里地里山の多様性のネットワークのところの地域性緑地とは、どういう内容でしょうか。

それから、Ⅲのところの都市環境のところ、緑視率となって、視野の視になっている、これは緑被率の間違いなのか、独自に県で緑視率と用いているのか、教えていただきたいと思います。

先ほどの県民の生物多様性の認知度の70%についてですが、国、他の県や市でのアンケートと比較して余りに高いので、私もこの数字を用いるのは問題だと思います。国の調査でもCOP10以降、生物多様性の認知度は下がっています。ですから、そういう意味でもこのアンケートの対象者が、県民の母集団とはずれていると思うので、この数字を具体的に上げると、大きな誤解を生じるとおられます。また、認知度の内容を正確に示すことも重要だと思います。「生物多様性について理解しているか」の設問では30%くらいの値が平均的と認識しています。認知度についての設問を正確に表示することも誤解を避ける方法かだと思います。

以上です。

○小川会長 それでは、御意見と御質問とあったと思いますが、お願いします。

○梅本みどり自然課長 1つ目が、第3の危機のところですが、特定外来生物に偏っているのではないかというお話だったんですけれども、国の戦略も、国レベルでというか、世界レベルで、特に取り上げるべきものを書いているところかと思うんですけれども、埼玉県といたしましては、今、特定外来生物が入り込んだりとか、そういうところが大きな課題になっているところもあると思いますし、我々としても、それについて、例えばライフマナー等の計画をつくって取り組んだりとかしているところがございますので、量を多めに書かせていただいているところがございます。それは、今いただいた御意見は、また今後県民コメントとかもありますので、その中で検討させていただきたいと思います。

2つ目の里地里山の地域性緑地ですが、こちらは、特別緑地保全地区ですとか、そういうものとして都市緑地法などに基づいて指定いたしまして、いわゆるこの地域について特別緑地保全地区にいたしますとすると、そこについて、例えば全てが公有地化されるとか、そういうもの、即座に公有地化されるとか、そういうものではなくて、地域として緑地を保全するというものでございます。なので、一定の行為制限がかかったり、地域によって許可制になったり、届出制になったり、そういう形の規制をかけていくのが、制度でございます。

3つ目の緑視率の関係は、緑被率とはまた別で、緑被率というのは、いわゆる平面上どれだけ緑があるかということだと思っておりますけれども、緑視率というのは、我々として、まず緑を実感してもらおう、空間として緑の多い範囲で感じてもらうということを考えておまして、それを表す指標として緑視率、目に視覚で入る範囲で緑が感じられる率という形で、今使っております。

4つ目の認知度の数値のところは、先ほど申し上げました検討委員会などでも、目標値をどれに入れるか、どういう形で入れるかなどの議論はあったところで、数字だけが独り歩きするという御意見もあると思っておりますけれども、ただ何も数値目標みたいなものがないのもどうなのかという意見も一方ではあるところでお出しております。

改めて、いろいろな意見でございますので、検討事項の一つとさせていただければと思います。

○小川会長 よろしいですか。

○小堀委員 最初の第3の危機ですが、ここの2章は一般論としても生物多様性の危機が多分書かれ

ている章だと思うんです。ですから、やはり2章は一般的な話ということの章だとすると、やはりバランスに欠くかなと御説明を受けてもなおそう思いました。

○小川会長 それでは、貴家委員。

○貴家委員 貴家と申します。よろしくお願いします。

この生物多様性保全戦略案を拝見させていただき、前回のカラー刷りのものとは違って踏み込んだ内容になっているなと思いました。しかし、じっくり読ませていただくと、まだまだ改良する点はあるんじゃないかなと思います。

5つぐらい挙げさせていただきます。

まず、埼玉県も水とみどりの再生ですとか、かなり環境ということで尽力されているということでございますが、少し歴史をひもといてみますと、この生物多様性の計画というの、もう少し踏み込んだものができるのではないかなと思うことが何点かありました。

と申しますのは、やはりこの生物多様性についての戦略というのは、例えば5か年の総合計画ですとか、広域緑地計画から、またさらに一歩踏み込んだ生物多様性について、県民により御理解いただけるような形で書いていただく、そういう掘り下げた戦略というのがもっと書かれるべきなのではないかなと思います。

と申しますのは、埼玉県でも全国で先駆けて平成4年11月16日に知事決裁というのができております。これが、ビオトープ創造に向けての基本的取組方針というのが知事決裁でおりしていると私は拝見しました。これは、COP10の前でございます。今から25年も前のことになります。そのときにビオトープ創造というので、県庁内に部局横断的に創造研究会というのが設置され、野生の動植物の生息空間を踏まえた質の高い自然環境、ビオトープ創造に向けて調査研究をしていくと。行政自らが従来の公共事業の手法を見直し、野生の生き物に配慮した公共事業の可能性を追求していくというような形で何点か書かれ、またビオトープの推進のための手引き、平成4年3月ですとか、横断的な研究会ができたということも記憶しております。

そういうところからまた見ますと、25年たった今の県戦略というのは、もう少し生物多様性について具体的な掘り下げた内容があるべきなのではないかなと思います。

例えば、まず幾つか今回も数値についてお話が出ましたが、例えばいろいろなところに目標値というのが書かれています。その目標値、例えば21ページの森林の整備面積というのがあります。これですと、林業と何が違うのか見えないですね。生物多様性に関するどういった内容でこの目標値が挙げられているかというのが、特に見えないです。そういうところは改良をしていくべきなのかなと思います。

それから、24ページにあります緑の保全面積というものもありますが、これは何の緑なのかという根拠が必要かなと思います。例えば、何々条例の緑ですとか、特別緑地保全地域区とか、そういう数値の根拠、その緑の根拠というのが必要かなと思います。県民、一般の人から見ると、民有地の緑であっても、県の緑であっても、公用地であっても緑になり得ます。民有地というのは、まだ担保されているわけではありませぬので、わかりやすく示していくべきなのじゃないかなと思います。

そうしますと、29ページにある目標値、身近な緑の創出面積、これも同じようにどんな緑なのかな

と。せっかく目標値を出すのであれば、ここの戦略で書かれるのであれば、生物多様性にどう資する緑なのかというのが書かれるほうがいいと思います。

それから、31ページに関しまして、県民主体の生物多様性保全活動の推進の中の目標値、取組4のところですが、この希少野生動植物の保護、増殖箇所数という88か所、これが何の意味だか、県民は何もわからないなというふうに思っています。

ということで、それぞれの目標値に関しまして、注釈というか根拠というものを示したほうがより具体性がある計画になると思います。

それから、2点目ですが、やはり生物多様性というのは、山奥ですとか、自然豊かなところだけで行うものではなく、市街地の中でのネットワークとしてビオトープネットワーク、生態系ネットワークを形成するというのが大変重要なことになります。

そうしますと、例えば23ページ、この基本戦略の中で里地里山の多様な生態系ネットワークを形成するとありますが、これですと、本当に緑豊かなところの話だけになってしまいがちです。一般の県民の方にはそうとられてしまって、市街地に住む方には私は関係ないということにもとられかねません。例えば里地里山の次に河川、水辺という文字を入れていただくことによって、川の国埼玉ですので、やはり都市部の中にも川、水辺というのは必ず流れています。都市部のところにも当てはまる形だという、計画だということを県民の方にわかりやすく表現する形になるのではないかと考えております。

次に、県民参加としまして、川の国応援団とか、みどりのサポーターズクラブ、そして生物多様性の団体ということがいろいろ活動団体として認定されています。やはりその中には、川の国の応援団、例えばごみ拾いを中心にしたり、みどりのサポーターズクラブの中には、生物多様性だけではない、緑の保全活動ということも中にはございます。その中で、やはりこれだけ生物多様性に対する危機があるということでの計画でありますので、是非そういう団体に対しましても、生物多様性に資する活動を進めるという問いかけというのが、少なくともこれからは必要になってくるんじゃないかと私は思っています。

そして、先ほどの学校教育の現場の中でどうなっているのかという御質問がございましたが、私も地元でボランティアで学校教育の中に入ってみますと、実は学校教育の中で、これは小学校でございましたが、生物多様性という言葉が御存知ですかと先生に質問したら、聞いたことないという先生が環境教育を行って、それが現実でもあります。やはり次世代への教育ということで、ここは教育の分野ではございませんが、次世代への教育、生物多様性の浸透というのを是非柱を太くしてやっていただきたいと思います。

その中で、ここに書かれていますものは、野生の生き物とふれあう学校、32ページにございます。これもやはり、生物多様性に関してやっていただくような問いかけというのがこれから求められていくと思います。

○小川会長 よろしいですか。

大分いろいろ御意見を出していただきましたけれども、もし事務局のほうから今の御意見についてあれば、お願いいたします。

○梅本みどり自然課長 1つ目のところでございますけれども、数値目標のところ、もう少し具体的にすべきでないとか、その件なんですけれども、それぞれもちろんこの面積をカウントしますとか、定義はございますので、ここの目標値の書き方としては、取組を書いた上で、この取組の実績として数値で図れるものとして、こういうものを目標値で定めますということで、簡単に記載させていただいておりますけれども、後ろのほうに用語解説をつけさせていただく予定でございますので、その形で対応させていただきたいと思っております。

2つ目の里地里山のところ、市街地の方は関係ないのではないかという話でございますけれども、我々としてももちろん埼玉県の生物多様性を築くに当たって、今回基本戦略1、2、3という形で分けて、森林、里地里山、それに追加して、都市環境の緑の創出という形で、もちろん市街地の方も別に全く関係しないわけではない、そういう方々も恩恵を享受しているんだよということは、基本戦略の中でも、また前段のところの生物多様性の説明の中でも書いておりますので、そこについては、基本戦略3のようなところで、特出しして都市環境においてもこういう形で、人と自然の共生する社会をつくるという形で、反映させていただきたいと思っております。

3つ目の川の国応援団ですとか、サポーターズクラブの方ですとか、そういう方々の中には、生物多様性、もちろんそれ以外の活動をされている方もいるのではないかと、そういう方々にも、生物多様性の観点から、そういう資する活動を進める必要があるのではないかとという話でございますけれども、もちろんその方々が直接、生物多様性にかかわっているかどうかというのは一つあると思うんです。それぞれの方々の活動が間接的に生物多様性に資している場合もあると思いますし、必ずしも、全部が全部直接、生物多様性にかかわっているかどうかというのは、わからない部分もあると思うんですけれども、もちろん県民の方々に生物多様性はどういうものなのかというのを認知してもらう必要は、先ほども認知度の話もございましたけれども、あると思っておりますので、そこは周知というか、啓蒙活動の1つとして行っていきたいと思っております。

最後、学校教育のところ、子供だけではなくて教員の方々への教育という話もあったと思っております。そちらについては、もちろん先ほどお話しした野生の生き物とふれあう学校の話において、もちろん生徒の方だけでなく、派遣している鳥獣保護管理員などの専門家によって、教員の方々への指導も行っていきたいと思っております。

また、自然学習センターなどでは、保育園の方とか、学校の先生ですとかのための講座みたいなものもやっていたりしている部分もあると思っておりますので、そういうのを活用しながら、もちろん生徒だけではなくて、それをその生徒たちに教える教員の方々についても、生物多様性について認識していただく機会みたいなのを引き続きそういうことを通してやっていきたいと思っております。

○小川会長 よろしいですか。

○貴家委員 少し私の言葉も足りなかったもので、補足させてください。

23ページの里地里山河川水辺というのは、よく見ますと、基本戦略1、2、3ということで、1が森林、2が里地里山、3のところ都市環境ということでございますが、せっかく川の国埼玉という言葉もございますので、河川、水辺という言葉も2のところに入れるのがいいのかなとは思っております。

それから、1つ追加でございますが、例えば29ページの身近な緑の創出の促進の取組2のところ、先ほどの学校教育のことが出ておりました。保育所、幼稚園、学校の園庭、校庭の芝生化を推進しとございますが、やはりここで、芝生化というのは園芸のものでございますので、芝生化を否定するわけではありませんが、ここにビオトープ化という言葉も入れていただければよろしいかなと思います。

と申しますのは、先ほど申し上げました平成4年に出了たこのビオトープ創造についての基本的取組の方針の中でも、学校の現場の中でビオトープスポットの整備に努めるといふ言葉が明記されております。ですので、やはり環境といふのは、計画を書いて終わりといふわけではなく、推進していく、手を入れ続けていく、挑戦し続けていくといふ意味も込め、ビオトープといふ言葉を入れていただくのが一番、生物多様性を推進していく上ではふさわしい言葉ではないかと私は考えております。御検討ください。よろしくお願ひします。

○小川会長 では、よろしいですか。

ほかの方々からはいかがですか。では、森川委員。

○森川委員 言葉の定義だけ教えていただきたいんですけども、ひらがなの「みどり」と書いてあるところと、漢字の「緑」と書いてあるところが混ざっているのかなと。もしかして明確な定義づけみたいなのがあるのか。例えば29ページでいうと、11行目は漢字の緑で、15行目に緑の保全といふのがあって、彩の国みどりのサポーターズクラブといふのは、これは固有名詞でひらがなでいいんだらうなと思ひながら見ていたんですけども、あと幾つか見つけたりしていたので、定義がちゃんとあるのかなと思ひまして。

○梅本みどり自然課長 報告事項の別の資料になるんですけども、環境基本計画のお配りしました冊子の1-1になっているものの80ページです。また用語解説、我々のほうでつけるときにも、そこについては書いて入れた方がいいかなと思ひているんですけども、この80ページの漢字の「緑」とひらがなの「みどり」といふことで、漢字の「緑」は身近な緑を指して使用してありまして、ひらがなの「みどり」のほうは森林ですとか平地林、河川で総称したものと用ひてあります。ここについては、今後入れることを予定してあります用語解説のほうにも、改めて入れたいと思ひています。

○森川委員 ありがとうございます。

○小川会長 それでは、ほかの委員の方々いかがでしょうか。永島委員。

○永島委員 いつも同じことを言ひて申しわけないんですけども、基本戦略の1、2、3といふのは、きつとこの1が中山間地で、2が平地といふか、3が都市農地といふことでよろしいんですね。

1つは、里地里山といふ文字といふか、表現といふか、これは余りよく私、使ったことないので、これはここに定義が書いてあるのでいいんでしょうけれども、何かほかにもっとわかりやすい名前がないかなといふ気がしますが、これはこれで構わないと思ひます。

それから、3つ目の都市地域については、前回も申し上げたとおり、去年かおとし、都市農業振興基本法ができて、いわゆる都市的地域の農地については、これからは守っていきましようといふことで法律ができましたので、そういったものも、ここにも確かに緑地面積を増やしていきましようとか、公園とかを増やしていきましようといふのはよくわかるので、逆にそういった都市農地もこれからは残していきましようといふようなことも、もし可能であれば、一言、一行書いていただけるとあ

りがたいかなと思います。

以上です。

○小川会長 今の点については、何かコメントありますか。

○梅本みどり自然課長 そちらについては、都市農地そのものを書けるかどうかについては、今後関係する部局とも相談して検討させていただきます。

○小川会長 ほかには。では、中原委員。

○中原委員 要望になりますけれども、先ほど言われた資料の目標値、やはり参考資料のほうがわかりやすくなると思いますので、その根拠等をよろしくお願いします。

あと、この目標値を書いてあるのと書いていないところがあります。これは何か意図があるのでしょうか。目標として数値的に上げやすいところがあるのかどうかです。

野生鳥獣の適正な保護管理ということで、前回からニホンジカとかイノシシなどの捕獲ということで、前回も話題に上がっていましたが、そのときも処理の方法とか、あと捕獲数も万の単位になってくるということでした。ニュースにもなっていましたが、狩猟者が少なくなってきて、その対応できない状況になってきている。これは実際できるものなのか。できると考えているなら、目標として、これだけの処理をしようとした場合に、これだけの人数を確保しないとだめだとかいう目標が出てくると思います。目標はないという形でまとめられているので、その人、対策をどうするかを、説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○小川会長 どうぞ。

○梅本みどり自然課長 現在、この取組において、数値化できるものについて、今、目標値を記載しております。

ただ、おっしゃっていただいたニホンジカの捕獲数ですとか、狩猟者の確保みたいなことは、実際にこの取組のさらに具体的な施策を行っていく中で、どれだけというのは、なかなか現時点で数値化というのが難しいもので、そういうものについては、今ここに戦略自体には載せられていないんですけども、捕獲数というか処理のための狩猟者の確保みたいなものは、今後具体的にやっていく施策として取り組んでいきたいと思っております。なかなか、いかんせん数値化するのが難しいもので、そちらについては目標値のような形で記載はしておりません。

○小川会長 よろしいですか。

○中原委員 その数値化のところでの検討をお願いします。

もう一つは、森林の整備面積のことです。生物多様性の観点と、もう一つは二酸化炭素を吸収する観点などから、全体的な緑の確保、その面積の確保を設定したと思います。いろいろ難しい点があると思いますが、その根拠を具体的に示していただければ、こういう形でやられていることが良くわかると思いますので、検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○小川会長 今の目標値のところの議論に関係して意見があります。目標値が出ている場所が、個別の取組1、2、3の、取組3の下に目標値があるとかいう構造になっております。この構造だと、目標値の数字がないところは、一つ一つの取組がどうなっているのかというクエスチョンが出る構造になってしまうので、そういうやり方がいいでしょうか。ある程度取組を1、2、3と並べた上で、施



策目標として置けるものはこういうもので置いていますといった形にして、表現していったほうがいいのではないのでしょうか。この点は少し考えたほうがいいのではないかという気がしますので、御検討いただけませんか。

○梅本みどり自然課長 両方の意見があるところではございますけれども、それは検討させていただきます。

○小川会長 ほかに何かございますか。

では、私から意見を言わせていただきます。

1つは、この参考資料3-1の平成20年策定の現行戦略に関してです。この参考資料3-1のほうでは、生物多様性保全に関する取組の考え方、方法を示したガイドラインという形で位置づけられています。ただ、本体の総論の1ページでは、どちらかというところ、この県戦略は、生物多様性を保全していくための活動事例集として発行したという位置づけで来ています。ガイドライン的な意味合いを持つようなものまで組み込んでいるということであれば、総論でもそういう表現にしたほうがいいと思いますし、活動事例集ということだったのだということであれば、これはこのままということでもいいと思うんですけども、その辺がどうなっているのかなというのが1点目です。

おそらく前に出されている戦略というのは、どちらかというところ活動事例集、要するに啓蒙とか普及を考えて、皆さんにわかりやすい形で提供できるものというお話で、まずはつくってみたということだと思います。他方、今回のものについては、国家戦略ができたり、目標というものが出たりしたことも踏まえて、埼玉県の実10年計画の残り部分5年が終わる時点を踏まえながら、それとフェーズを合わせて、では今後の5年間でもう少し具体化してどうしようかということ考えた内容になっていると思います。それらも踏まえながら次の新しい10年計画がつけられるときに、少し根本的に生物多様性の戦略ということで、全体像をどうするかという議論につながっていくのかと思います。したがって、その位置づけを少しはっきりさせて、現段階ではどこまでのことをやるかということで、ちゃんとはめ込んでいただければいいのではないかと思います。皆さんからいろいろ意見が出たものに関しては、今後の5年間という枠内ではなくて、もう少し先の長期まで見て、基本的に考えたほうがいいのではないかという部分はあったと思いますので、そこは少し仕分けをして考えていただく必要があるのではないかなと思います。

また、6ページ目のところから生態系サービスということで、基盤サービスと供給サービスと文化的サービスと調整サービスと4つが説明されていますが、このサービスの説明は、国家戦略か何かの中で、こういう形で整理されたものなのかどうか確認したいのですが、この点はいかがでしょうか。

○梅本みどり自然課長 その4つのサービスについては、国家戦略から基本的に持ってきているものでございます。

活動事例集かガイドラインかと、その書きぶりは、活動事例、こういうことに取り組みましようみたいな書きぶりで今の現行のものは取り組んでいるものでございますので、ここは、どういう表現が適切なのかというのは、書きぶりは検討させていただきます。

また、5年たった後、この計画期間終わった後は、もちろん国のほうも2020年までとなっておりますので、改定が見込まれること、また我々のほうも環境基本計画の年度を終えることから、それらを

踏まえて、またその次の戦略の見直しということにつなげていければなど考えております。

○小川会長 国が国家戦略の中で整理されたものをそのまま持ってきて整理されているということであれば、それはそれで1つの方法と思いますが、この4つのサービスというのを具体的に考えたときに、この言葉が使われていることと具体的にイメージしたものとの整合性が、何ともしっくり来ない部分があったということです。ただ、国でこうしているのであれば、それはそれだと思いますので、わかりました。

それから、基本戦略のところ、1とか2とかで、それぞれ現状と課題を整理して、次に将来像という形で来ていますが、必ずしもうまくつながっていないと思います。例えば、基本戦略1の現状と課題はある意味で説明してわかりますが、将来像が、現状と課題を踏まえて、どういうふうに変化させて、どういうものにたどり着きたいという書き方になっているかという、将来像で書かれていることは、今でもそう思う像になっているんじゃないかといった問題があります。

基本戦略2では、タイトルに生態系ネットワークを形成、多様な生態系ネットワークを形成するとあって、課題は課題で出ていますが、将来像でどういう有機的なネットワークを形成することが必要だと考えているか、現状と課題に出ているものと、そのネットワークと言っているものとの関係が必ずしもうまくつながっていないのではないかと思います。そういった点が少し気になりましたので、まだ工夫ができる余地があるのであれば御検討をいただけないかなというふうに思いました。

私のほうからは以上です。

○梅本みどり自然課長 現状と課題と、あと将来像というところのつながりの書きぶりは、県民の方々に読んでいただいて理解しやすいような形になるようにこれからまた検討させていただきたいと思えます。

○小川会長 それでは、ほかの皆さん、いかがですか。小堀先生。

○小堀委員 今、小川会長のほうから御指摘あった生態系サービスの件ですが、これは日本の国家戦略だけでなく、国際的に使われてはいるんですけども、ある程度偏りがある評価方法だと私自身思っています。

具体的にもう少し言うと、人間にとって生態系はどのような有用なサービスを与えているのかという、人間にとっての有用性を評価しており、生き物にとってどうなのかという視点は欠けていると思うんです。今、それに対する反省もあります。また、この基盤サービス、供給サービス、調整サービス、の言葉自身はわかりにくいと思いますが、人間にとっての有用性、有能なサービスに重点がおかれていることは、一言書いておいたほうがいいのかと思っています。

○小川会長 御検討いただくということによろしいですか。

○梅本みどり自然課長 わかりやすく書くというのは、ひとつ大事なことだと思いますので、ほかのものとあわせて検討させていただきたいと思えます。

○小川会長 そうだとすると、基盤とか供給とか、文化的はまだわかるのですが、調整と言われて、その言葉で直観的にわかるのか、その点が何となく引っかかりました。

ほかにはいかがでございますか。大体よろしいでしょうか。

それでは、皆さんからいろいろ御意見が出まして、それについて、今後検討するという形での御答

弁も幾つかあったと思います。今日は報告いただいご意見をいただくという形になっていると思いますが、本日いただいた御意見についてどういった取り扱い方をされるのか、一応整理してお話しただければと思います。

○梅本みどり自然課長 いろいろな御意見ありがとうございました。

先ほど御説明しましとおり県民コメント等も実施してまいりますので、それらの意見も含めて検討させていただきます。また後日報告させていただきたいと思います。また、本日も限られた時間の中で御意見をいただきましたので、追加でもし何か御意見ございましたら、またお寄せいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小川会長 それでは、先ほどのスケジュールにありましたように、これから県民コメントをいただいて、さらに委員会ということのようです。今日もし、まだ言い足りない部分があれば、あとでお出しただけということでございます。したがって、どうしても追加したいということがあれば、委員の皆様から事務局のほうにお出しただくようお願いをしたいと思います。

それでは、本日の審議会の議題は全て終了いたしました。もし最後に委員の皆様から何か御発言がございましたら、お願いをしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで平成29年度第1回の環境審議会を閉会とさせていただきます。本日は御協力をいろいろいただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。

○司会（山井） 会長、どうもありがとうございました。皆様もどうも御議論をいただきましてありがとうございました。

事務局から1点御報告がございます。

環境審議会の審議状況につきましては、これまで議事録をホームページに掲載するという形で公表をしておりましてけれども、今回の審議会からは、議事録とあわせて議事資料についてもホームページで公表が、掲載させていただきますので、御了承いただければと思います。

また、本年度につきましては、今後、審議会の開催の予定は今のところございませんという状況を御報告させていただきます。

以上をもちまして、平成29年度第1回の埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後3時54分閉会